

小郡市ソーシャルメディア公式アカウントに関する運用方針

平成29年1月19日制定
令和元年5月30日一部改正
令和2年6月19日一部改正
令和3年7月12日一部改正

1. 目的

この方針は、小郡市が行政情報等を発信するために開設するソーシャルメディアの運用にあたり必要な事項を定めます。

2. 運用するソーシャルメディア

- (1) フェイスブック（ページ）
- (2) ツイッター
- (3) LINE 公式アカウント

3. アカウント名およびURL

- (1) フェイスブック
 - ① アカウント名 小郡市
 - ② アカウントURL <https://www.facebook.com/OgoriCity/>
- (2) ツイッター
 - ① アカウント名 小郡市
 - ② アカウントURL <https://twitter.com/OgoriCity>
- (3) LINE 公式アカウント
 - ①アカウント名： 小郡市
 - ②Web 版プロフィールURL: <https://page.line.me/ogoricity>

4. 運用及び管理

小郡市が開設するソーシャルメディアのアカウントの作成と管理及び削除は広報担当課が行い、運用管理者を広報担当課長とします。

5. 投稿

- (1) 発信は、専門用語を多用せず、わかりやすい言葉で丁寧に伝えます。
- (2) 発信する内容については、各担当課長等の責任のもと作成します。

6. 情報発信の内容

- (1) 市の観光情報や特産品等のPRなど
- (2) 会議、イベント等の案内など
- (3) 事業、制度等の紹介や告知など
- (4) 市及び市の関連団体等が実施するイベントや事業に関する情報
- (5) 市役所及び関係機関での手続案内
- (6) 取材を行ったまちのニュース

- (7) 市とその関係団体が運用する他のソーシャルメディアの情報（記事のシェアを含む）
- (8) 防災情報など緊急に発信すべき情報
- (9) その他市が必要と認める情報

7. 発信日時

原則として、小郡市役所の開庁日（土日祝日、年末年始を除く平日）の午前8時30分～午後5時に発信します。ただし、この時間帯以外に発信する場合があります。

8. コメント・チャット等への対応

- (1) 原則として、利用者への返信、フォロー返し、コメント、チャットへの反応は行いません
- (2) 発信内容についてのご意見や質問は、電話、ファクスまたはホームページの問い合わせフォームから広報担当課が受け付け、内容により各担当課へ振り分けます。

電話番号：0942-72-2111（内線223）

ファクス番号：0942-73-4466

問い合わせフォーム：<https://www.city.ogori.fukuoka.jp/?cID=3200>

9. 免責事項

- (1) 市は、掲載情報の正確性については万全を期していますが、それを完全に保証するものではありません。
- (2) 市は、利用者が本市公式ソーシャルメディアの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (3) 市は、利用者により投稿されたコメント等について一切責任を負いません。
- (4) 市は、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (5) 市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。
- (6) 上記の他、市は本市公式ソーシャルメディアに関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

10. 禁止事項

以下の各項に該当する又は該当する恐れがある行為を禁止します。利用者からのコメントの内容が、以下の各項に該当する場合、予告なくコメントの削除又はアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある行為
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷する行為
- (3) 政治、宗教活動を目的とする行為
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的財産権を侵害する行為
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする行為
- (6) 社会的身分、門地、人種、信条、性別等で差別し、または差別を助長する行為
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する行為

- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させる行為
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害する行為
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすます行為
- (11) 有害なプログラム等を含む内容の掲載
- (12) わいせつな表現などを含む不適切な内容の掲載
- (13) 市の発信する内容の一部又は全部を改変する行為
- (14) 市の発信する内容に関係ない内容の掲載
- (15) ソーシャルメディアサービスの利用規約に反する行為
- (16) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等の掲載

1 1. 著作権

本市公式ソーシャルメディアの掲載内容について、著作権その他の全ての権利は、小郡市又は原作者に帰属します。私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

1 2. 個人情報

市が得た利用者の個人情報は、本人の同意により提供されたものとして、小郡市個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。